

平成29年6月28日

群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 殿

「働き方改革」に関する要請書

～「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」及び「仕事休も^{やす}つ化計画」の推進～

厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」は、本年3月28日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置づけられるなど、非常に重要な課題であり、群馬労働局においては、27年1月に「群馬労働局働き方改革推進本部」を立ち上げ、働き方改革に向けた取組を推進しているところです。

「働き方改革」の実現のためには、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。



また、今年度は「仕事休^{やす}もつ化計画」をキャッチフレーズに、年次有休
休暇の計画的付与制度の導入や連続した休暇の実現（「プラスワン休暇」）
を推進していくこととしています。

さらに、本年2月からは、働き方改革を促し、消費活性化のきっかけと
するため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始
されたところです。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフ
レックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイ
ルの変革に向けた取組を率先することとしています。

つきましては、本年も各企業においても、それぞれの企業の実情に応じ
た労使の自主的な取組を行っていただくことを期待しております。

本年の取組におきましては、「ゆう活」は単なる始業時刻の前倒しで
はなく、本来の趣旨は仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併
せて取り組むことが重要であることなどのポイントや、これまで各企業に
おいて積み重ねてきていただいた取組事例を周知しながら、広く「ゆう活」
が浸透するよう展開してまいります。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆ
う活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところであり
ますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等
に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げ
ます。

群馬労働局働き方改革推進本部長

群馬労働局長 半田 和彦

